

令和5年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	井上 千恵子

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼され実効性のある監査を実施するため、独立性と専門性が求められており、監査に必要な知識の向上が必要である。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善されているかどうかを継続して検証する必要がある。

2. 取組方針

- ① 監査基準に基づいた監査等を実施するため、監査計画及び監査実施計画を作成し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。「財政援助団体等に対する監査」では、補助金等の交付目的及び対象経費の内容が明確かどうか、事業の効果や公益性、必要性について検証していく。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修等へ積極的に参加することで、知識の習得による専門性を高め、監査の充実強化を図る。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、その後所管課で改善されているかどうかを定期監査等で継続して検証する。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画を作成し、例月出納検査、定期監査、決算審査等を実施した。財政援助団体等の監査は12月と2月に予定している。
- ② 研修機関の主催する特別セミナーに監査委員が参加し、知識の習得を図ることができた。また、県町村会の主催する町村監査委員研修会に職員が参加し、法令遵守に向けた組織の対応等について学ぶことができた。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、定期監査や決算審査等で、継続して検証を行い、改善されていることを確認した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策及び主要事業

施策名	主要事業